

鳥取県公報

目 次

◇告 示 町等の区域の変更等（市町村振興課）

クリーニング師の研修の指定（県民生活課）

地域森林計画の決定（林務課）

地域森林計画の変更（〃）

公共測量の実施（管理課）

都市計画の変更（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

鳥取県指定保護文化財の指定（文化課）

鳥取県指定無形民俗文化財の指定（〃）

◇雜 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（経営流通課）

告 示

鳥取県告示第百二十三号
地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、鳥取

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日には、その場合)
市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成九年二月二十八日からその効力を生ずる。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成八年十一月十一日現在の地番による。）
美萩野二丁目	美萩野二丁目の全域

三津字辻堂六三三の一から六三三の三三まで、六三四の一、六四五の二、六四七の一、六四七の四から六四七の六まで、六四八の五、六四八の六、六四九の一、六五〇の二、六五一の三、六五一の四、六五三及びこれらと一体をなす国有地
三津字辻堂谷六八五の一から六八五の七まで、六八五の一〇から六八五の一六まで、六八六の一、六八八の一、六八九の二から六八九の四まで、六九〇の二、六九一の二、六九一の五から六九一の一〇まで
三津字カハコ谷の全域

三津字桃木谷六九九の一から六九九の二四まで、七〇一の一、七〇四の一、七〇四の二、七〇四の三、七〇六の一、七〇八の二、七〇八の三、七〇九の二、七〇九の四、七〇九の五
三津字谷田七一二の一、七一二の二、七一二の五から七一二の一三まで、七二三の一、七二三の三、七一九の一、七一九の二、七二〇の一及びこれらと一体をなす国有地

三津字石原七三八、七三九、九八三の一、九八三の二、九八三の五、九八三の七、九八三の八及びこれらと一体をなす国有地	三津字番屋敷八九八の一、八九八の七から八九八の三八まで、○の五から九〇〇の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地
三津字番屋敷八九八の一、八九八の七から八九八の三八まで、九〇〇の八から九〇〇の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地	三津字石原平九六八の二、九六九の一から九六九の六まで、九六九の八から九六九の二〇まで、九七一の四から九七一の七まで、九七一の一〇から九七一の一七まで、九七九の一から九七九の三まで、九七九の五から九七九の七まで、九八一の二、九八一の三
三津字鳥打場の全域	美萩野三丁目の全域
三津字辻堂のうち六三三の一から六三三の三三まで、六三四の一、六四五の二、六四七の一、六四七の四から六四七の六まで、六四八の五、六四八の六、六四九の二、六五〇の一、六五一の三、六五一の四、六五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	三津字辻堂のうち六八五の一から六八五の七まで、六九五の一〇から六八五の一六まで、六八六の二、六八八の一、六八九の二から六八九の四まで、六九〇の二、六九一の二、六九一の五から六九一の一〇まで以外の区域
三津字桃木谷	三津字桃木谷のうち六九九の一から六九九の二四まで、七〇一の一、七〇四の一、七〇四の三、七〇六の二、七〇八の一、七〇八の三、七〇九の一、七〇九の四、七〇九の五以外の区域
三津字谷田	三津字谷田のうち七一二の一、七一二の二、七一二の五から七二二の一三まで、七一三の一、七一三の三、七一九の一、七一九の二、七二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字石原	三津字石原のうち七三八、七三九、九八三の一、九八三の二、九八三の五、九八三の七、九八三の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字番屋敷	三津字石原平九六八の二、九六九の一から九六九の六まで、九六九の八から九六九の二〇まで、九七一の四から九七一の七まで、九七一の一〇から九七一の一七まで、九七九の一から九七九の三まで、九七九の五から九七九の七まで、九八一の二、九八一の三以外の区域
三津字カハコ谷、三津字鳥打場	三津字カハコ谷、三津字鳥打場
鳥取県告示第百二十四号	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。
平成九年二月二十八日	平成九年二月二十八日
一 主催者の名称及び所在地	一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター	財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目二二	東京都新宿区四谷四丁目二二
二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地	二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地
鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県知事 西 尾 邑 次
開催年月日	会場
平成九年三月九日	会場
さざんか会館	会場
鳥取市富安二丁目一〇四一一	会場
名 称	会場
所 在 地	会場
地	会場

- 三 受講料
五千円
- 四 受講申込み先
財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二一一
電話 ○八五七（二九）八五九〇

鳥取県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 閲覧に供する書類

- 1 千代川地域森林計画書
- 2 千代川地域森林計画図

二 閲覧に供する期間

平成九年二月二十八日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに倉吉、米子及び日野川地方農林振興局
(この地域森林計画に意見がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。)

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取及び八頭地方農林振興局
(この地域森林計画に意見がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項に規定に基づき、天神川森

林計画区及び日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 閲覧に供する書類

天神川森林計画区及び日野川森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図

二 閲覧に供する期間

平成九年二月二十八日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに倉吉、米子及び日野川地方農林振興局
(この地域森林計画に意見がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第百二十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取県鳥取土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類
公共測量（航空測量図化 縮尺千分の一）

二 作業期間
平成八年十二月二十五日から平成九年三月二十日まで

三 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富から同町大字陸上まで

鳥取県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十号皆生温泉環状線及び三・四・十二号米子駅福生

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十号皆生温泉環状線

変更する部分

2 三・四・十二号米子駅福生線

変更する部分

米子市皆生字南林ノ上及び字長谷

第一号の表中

河崎支店
米子市河崎

を

河崎支店
米子市彦名町

に改める。

鳥取県告示第百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月九日 鳥取県指令郡土維八第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字布袋字東柳、字新田及び字土手ノ下タ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字片山四〇二

東部生コン株式会社

代表取締役 中山 政一

鳥取県告示第百三十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年三月三日から施行する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第11項の規定により告示する。

平成九年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞

彫刻・絵画の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 场 所
木造恵比寿像	一軸	園 区	東伯郡泊村大字園	東伯郡泊村大字園字浜山 1111回〇一
木造大黒天像	一軸	園 区	東伯郡泊村大字園	東伯郡泊村大字園字浜山 1111回〇一

鳥取県教育委員会告示第三号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号）第一十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第11項の規定により告示する。

平成九年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞

民俗芸能の部

名 称	所 在 地	保 譲 団 体
口佐治神社の獅子舞	八頭郡佐治村大字古市	古市成年会

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項に規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成9年3月14日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年2月28日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓮 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社いない
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウジングランドいない倉吉西店
倉吉市河原町1696-11ほか
- 3 現在の店舗面積

平成9年2月28日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第6854号 6

1, 499m²
4 増加しようとする店舗面積
439m²

5 店舗面積を増加する日
平成9年7月18日